

四半期報告書

(第151期第1四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【役員の状況】	28
第4 【経理の状況】	29
1 【四半期連結財務諸表】	30
2 【その他】	42
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	43

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月29日

【四半期会計期間】 第151期第1四半期
(自平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心齋橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 里 西 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 今 井 善 照

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成24年度 第1四半期連結 累計期間	平成25年度 第1四半期連結 累計期間	平成24年度
		(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 6月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 6月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
経常収益	百万円	26,589	25,239	106,229
経常利益	百万円	2,335	6,877	5,257
四半期純利益	百万円	1,441	6,087	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	△5,318
四半期包括利益	百万円	2,562	2,267	—
包括利益	百万円	—	—	5,560
純資産額	百万円	146,527	134,274	135,775
総資産額	百万円	4,333,083	4,244,734	4,302,709
1株当たり四半期純利益金額	円	1.96	8.28	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額)	円	—	—	△9.34
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	1.49	6.32	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	2.70	2.77	2.77

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。

4 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計－(四半期)期末新株予約権－(四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当行の連結子会社でありますKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedについては、平成26年3月末までに清算終了する方針であります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ) 経済金融環境

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、輸出環境の改善や政府の経済対策、日本銀行の金融政策の効果を受け、企業収益は製造業を中心として改善に向かい、個人消費も底堅い動きが続くなど、景気は持ち直しの傾向にあります。今後につきましても、政策効果や海外経済の持ち直しを背景として、景気回復への前向きな循環が働き始めるのではないかと期待されております。

(ロ) 営業の成果

当第1四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は当第1四半期連結累計期間中568億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は3兆7,732億円となりました。譲渡性預金は当第1四半期連結累計期間中1,277億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は1,141億円となりました。

一方、貸出金は当第1四半期連結累計期間中206億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は3兆5,378億円となりました。また、有価証券は当第1四半期連結累計期間中873億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は3,217億円となりました。

総資産は当第1四半期連結累計期間中579億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は4兆2,447億円となりました。

損益につきましては、当第1四半期連結累計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益の強化に努めてまいりました。

経常収益は、貸出金利息減少に伴う資金運用収益の減少等により前第1四半期連結累計期間比13億4千9百万円減少し、252億3千9百万円となりました。

一方、経常費用は、与信関係費用の減少に伴いその他経常費用が減少したこと等により前第1四半期連結累計期間比58億9千1百万円減少し、183億6千1百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前第1四半期連結累計期間比45億4千1百万円増加し、68億7千7百万円となり、四半期純利益は前第1四半期連結累計期間比46億4千6百万円増加し、60億8千7百万円となりました。

純資産額につきましては、当第1四半期連結累計期間中15億円減少し、1,342億円となりました。うち株主資本は、当第1四半期連結累計期間中23億円増加し、1,136億円となりました。

セグメント別では、銀行業の業務粗利益は前第1四半期連結累計期間比14億2千4百万円減益の170億3千万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比32億4千5百万円増益の69億2千万円となりました。リース業の業務粗利益は前第1四半期連結累計期間比6千8百万円減益の3億7千7百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比1億8千9百万円減益の4千6百万円となりました。その他事業の業務粗利益は前第1四半期連結累計期間比4千6百万円減益の6億6千6百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比9千2百万円減益の3億1千8百万円となりました。

従業員の状況につきましては、銀行業は当第1四半期連結累計期間中35人増加し、2,524人となりました。リース業は当第1四半期連結累計期間中2人増加し、44人となりました。その他事業は当第1四半期連結累計期間中6人増加し、78人となりました。ただし、従業員数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

また、銀行業である当行では、お客さまの利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため、彦根本町プラザの新設、彦根支店の移転及び大藪支店の統合を行いました。

セグメント別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比10億1千5百万円の減益となる159億2千6百万円、役務取引等収支は前第1四半期連結累計期間比4億1千7百万円の増益となる19億7千1百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比9億3千8百万円の減益となる1億9百万円であり、収支合計は前第1四半期連結累計期間比15億3千6百万円の減益となる180億6百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比8億7千万円の減益となる153億3千2百万円、役務取引等収支は前第1四半期連結累計期間比3億5千1百万円の増益となる15億9千3百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比9億5百万円の減益となる1億4百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比3千4百万円の減益となる3億4千9百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比3千4百万円の減益となる2千8百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比1億1千1百万円の減益となる2億4千9百万円、役務取引等収支は前第1四半期連結累計期間比6千6百万円の増益となる3億8千6百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比0百万円の減益となる3千万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	16,202	384	361	△6	16,941
	当第1四半期連結累計期間	15,332	349	249	△5	15,926
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	19,573	481	372	△447	19,980
	当第1四半期連結累計期間	18,216	446	260	△340	18,583
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	3,370	97	11	△440	3,038
	当第1四半期連結累計期間	2,884	96	11	△335	2,657
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	1,242	—	320	△8	1,553
	当第1四半期連結累計期間	1,593	—	386	△8	1,971
うち役務取引等 収益	前第1四半期連結累計期間	3,148	—	320	△150	3,317
	当第1四半期連結累計期間	3,505	—	386	△174	3,716
うち役務取引等 費用	前第1四半期連結累計期間	1,906	—	—	△141	1,764
	当第1四半期連結累計期間	1,911	—	—	△165	1,745
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	1,009	62	31	△54	1,048
	当第1四半期連結累計期間	104	28	30	△53	109
うちその他業務 収益	前第1四半期連結累計期間	1,806	1,398	31	△60	3,175
	当第1四半期連結累計期間	1,187	1,284	30	△58	2,444
うちその他業務 費用	前第1四半期連結累計期間	796	1,336	—	△5	2,127
	当第1四半期連結累計期間	1,083	1,256	—	△5	2,334

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別役員取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役員取引等収益は前第1四半期連結累計期間比3億9千8百万円増加して37億1千6百万円、役員取引等費用は前第1四半期連結累計期間比1千8百万円減少して17億4千5百万円となったことから、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比4億1千7百万円の増益となる19億7千1百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役員取引等収益は前第1四半期連結累計期間比3億5千6百万円増加し35億5百万円、役員取引等費用は前第1四半期連結累計期間比5百万円増加し19億1千1百万円となったことから、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比3億5千1百万円の増益となる15億9千3百万円となりました。

その他事業セグメントの役員取引等収益は前第1四半期連結累計期間比6千6百万円増加し3億8千6百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前第1四半期連結累計期間	3,148	—	320	△150	3,317
	当第1四半期連結累計期間	3,505	—	386	△174	3,716
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	546	—	—	△4	541
	当第1四半期連結累計期間	593	—	—	△4	589
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	476	—	—	△1	474
	当第1四半期連結累計期間	468	—	—	△2	466
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	3	—	—	—	3
	当第1四半期連結累計期間	3	—	—	—	3
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	630	—	—	△0	630
	当第1四半期連結累計期間	578	—	—	△0	578
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	86	—	—	—	86
	当第1四半期連結累計期間	84	—	—	—	84
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	314	—	—	△0	314
	当第1四半期連結累計期間	316	—	—	△0	316
うちクレジットカード業務	前第1四半期連結累計期間	—	—	173	—	173
	当第1四半期連結累計期間	—	—	170	—	170
うち投資信託業務	前第1四半期連結累計期間	958	—	—	—	958
	当第1四半期連結累計期間	1,383	—	—	—	1,383
役員取引等費用	前第1四半期連結累計期間	1,906	—	—	△141	1,764
	当第1四半期連結累計期間	1,911	—	—	△165	1,745
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	107	—	—	—	107
	当第1四半期連結累計期間	106	—	—	—	106

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	3,856,592	—	—	△3,192	3,853,400
	当第1四半期連結会計期間	3,775,690	—	—	△2,432	3,773,258
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,041,838	—	—	△2,931	1,038,906
	当第1四半期連結会計期間	1,078,337	—	—	△2,176	1,076,161
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	2,799,115	—	—	△234	2,798,881
	当第1四半期連結会計期間	2,672,480	—	—	△246	2,672,234
うちその他	前第1四半期連結会計期間	15,638	—	—	△26	15,612
	当第1四半期連結会計期間	24,872	—	—	△9	24,862
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	130,090	—	—	—	130,090
	当第1四半期連結会計期間	114,137	—	—	—	114,137
総合計	前第1四半期連結会計期間	3,986,682	—	—	△3,192	3,983,490
	当第1四半期連結会計期間	3,889,827	—	—	△2,432	3,887,395

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金

セグメント別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,511,554	—	—	△10,550	3,501,003	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	2,040	—	—	—	2,040	0.06
製造業	123,589	—	—	—	123,589	3.53
建設業	81,033	—	—	—	81,033	2.31
運輸・情報 通信及び公益事業	116,841	—	—	—	116,841	3.34
卸売・小売業	146,977	—	—	—	146,977	4.20
金融・保険業	47,116	—	—	△2,051	45,065	1.29
不動産業・ 物品貸貸業	737,504	—	—	△8,499	729,004	20.82
各種 サービス業	314,482	—	—	—	314,482	8.98
地方公共団体	29,538	—	—	—	29,538	0.84
個人	1,912,431	—	—	—	1,912,431	54.63
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融取引勘 定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,511,554	—	28,100	△38,650	3,501,003	—

業種別	当第1四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,544,828	—	—	△9,735	3,535,092	100.00
政府及び 政府関係機関 農業・林業・ 漁業及び鉱業	— 1,796	— —	— —	— —	— 1,796	— 0.05
製造業	122,956	—	—	—	122,956	3.48
建設業	82,062	—	—	—	82,062	2.32
運輸・情報 通信及び公益事業	115,383	—	—	—	115,383	3.26
卸売・小売業	143,636	—	—	—	143,636	4.06
金融・保険業	35,514	—	—	△2,199	33,315	0.94
不動産業・ 物品賃貸業	735,882	—	—	△7,536	728,346	20.60
各種 サービス業	325,070	—	—	—	325,070	9.20
地方公共団体	27,811	—	—	—	27,811	0.79
個人	1,954,712	—	—	—	1,954,712	55.30
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融取引勘 定分	—	—	15,200	△15,200	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	15,200	△15,200	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,544,828	—	15,200	△24,935	3,535,092	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

国内・海外別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比10億1千5百万円の減益となる159億2千6百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比4億1千7百万円の増益となる19億7千1百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比9億3千8百万円の減益となる1億9百万円であり、収支合計は前第1四半期連結累計期間比15億3千6百万円の減益となる180億6百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比9億3百万円の減益となる156億6千5百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比4億1千7百万円の増益となる19億7千1百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比9億3千8百万円の減益となる1億9百万円となりました。

海外の資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比1億1千1百万円の減益となる2億6千万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	16,569	372	—	16,941
	当第1四半期連結累計期間	15,665	260	—	15,926
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	19,980	372	△372	19,980
	当第1四半期連結累計期間	18,583	260	△260	18,583
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	3,410	—	△372	3,038
	当第1四半期連結累計期間	2,918	—	△260	2,657
役員取引等収支	前第1四半期連結累計期間	1,553	—	△0	1,553
	当第1四半期連結累計期間	1,971	—	△0	1,971
うち役員取引等収益	前第1四半期連結累計期間	3,317	—	△0	3,317
	当第1四半期連結累計期間	3,716	—	△0	3,716
うち役員取引等費用	前第1四半期連結累計期間	1,764	—	—	1,764
	当第1四半期連結累計期間	1,745	—	—	1,745
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	1,048	—	—	1,048
	当第1四半期連結累計期間	109	—	—	109
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	3,175	—	—	3,175
	当第1四半期連結累計期間	2,444	—	—	2,444
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	2,127	—	—	2,127
	当第1四半期連結累計期間	2,334	—	—	2,334

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)であります。

2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下、「海外連結子会社」という。)であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は前第1四半期連結累計期間比3億9千8百万円増加して37億1千6百万円、役務取引等費用は前第1四半期連結累計期間比1千8百万円減少して17億4千5百万円となったことから、役務取引等収支は前第1四半期連結累計期間比4億1千7百万円の増益となる19億7千1百万円となりました。

なお、いずれも国内での損益であります。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	3,317	—	△0	3,317
	当第1四半期連結累計期間	3,716	—	△0	3,716
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	541	—	—	541
	当第1四半期連結累計期間	589	—	—	589
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	474	—	△0	474
	当第1四半期連結累計期間	466	—	△0	466
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	3	—	—	3
	当第1四半期連結累計期間	3	—	—	3
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	630	—	—	630
	当第1四半期連結累計期間	578	—	—	578
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	86	—	—	86
	当第1四半期連結累計期間	84	—	—	84
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	314	—	—	314
	当第1四半期連結累計期間	316	—	—	316
うちクレジットカード業務	前第1四半期連結累計期間	173	—	—	173
	当第1四半期連結累計期間	170	—	—	170
うち投資信託業務	前第1四半期連結累計期間	958	—	—	958
	当第1四半期連結累計期間	1,383	—	—	1,383
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	1,764	—	—	1,764
	当第1四半期連結累計期間	1,745	—	—	1,745
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	107	—	—	107
	当第1四半期連結累計期間	106	—	—	106

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	3,853,426	—	△26	3,853,400
	当第1四半期連結会計期間	3,773,267	—	△9	3,773,258
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,038,906	—	—	1,038,906
	当第1四半期連結会計期間	1,076,161	—	—	1,076,161
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	2,798,881	—	—	2,798,881
	当第1四半期連結会計期間	2,672,234	—	—	2,672,234
うちその他	前第1四半期連結会計期間	15,638	—	△26	15,612
	当第1四半期連結会計期間	24,872	—	△9	24,862
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	130,090	—	—	130,090
	当第1四半期連結会計期間	114,137	—	—	114,137
総合計	前第1四半期連結会計期間	3,983,516	—	△26	3,983,490
	当第1四半期連結会計期間	3,887,404	—	△9	3,887,395

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 5 定期性預金＝定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残構成比)

「セグメント別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(末残構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行は、合併後の助走期間を終え、「存在感」の高い関西No.1の広域地銀を目指し、中長期的な展望を視野に入れた新たな中期経営計画を、本年4月よりスタートいたしました。

本中期経営計画では、三井住友銀行グループの地域銀行として、関西圏で中小企業・個人のお客さまに地域密着営業を徹底し、ビジネスチャンスの拡大を図ってまいります。そのためにも、「関西をもっと元気に！」を行内共通のスローガンとして掲げ、以下の3つの基本テーマについて役職員一丸となり取り組んでまいります。

○お客さまに選ばれる銀行

商品・サービスの提供から事務品質・接遇に至るまでお客さま満足度を飛躍的に高め、お客さまに支持される存在感の高い銀行を目指してまいります。

○安定した収益基盤の確立

地域密着営業の徹底によって顧客基盤の増強を図り、本中期経営計画の初年度より、「コア業務純益250億円以上」、「当期純利益100億円以上」、「コアOHR60%台前半」の財務目標を達成し、安定した収益基盤を確立してまいります。

○健全な企業基盤の確立

人材の育成、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスの強化により、安定強固な企業基盤を確立するとともに、環境に配慮した企業活動を通して、健全な地域社会の発展に貢献してまいります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(5) 主要な設備

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,200,000,000
第一回甲種優先株式	35,000,000
第二回甲種優先株式	35,000,000
第一種優先株式	100,000,000
計	2,370,000,000

(注) 平成25年6月27日開催の第150期定時株主総会及び種類株主総会決議により、平成25年7月25日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は270,000,000株（普通株式200,000,000株、第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式それぞれ35,000,000株）減少し、2,100,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年7月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	737,918,913	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。 単元株式数は、1,000株であります。
第一回甲種優先株式	27,500,000	—	—	(注) 1
第二回甲種優先株式	23,125,000	—	—	(注) 2
第一種優先株式	—	73,000,000	—	(注) 4
計	788,543,913	810,918,913	———	———

(注) 1 第一回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一回甲種優先配当金

(1) 第一回甲種優先配当金の額

当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株式を有する株主（以下、「第一回甲種優先株主」という。）または第一回甲種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一回甲種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株当たり800円（ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に、下記(2)に定める配当年率（以下、「第一回甲種配当年率」という。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一回甲種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第一回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一回甲種優先中間配当金を控除した額とする。

- (2) 第一回甲種配当年率
平成22年4月1日以降、次回の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第一回甲種配当年率
第一回甲種配当年率=6ヵ月円LIBOR+3.50%
「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レートの平均値を指すものとする。
- (3) 非累積条項
ある事業年度において第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、第一回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一回甲種優先中間配当金
当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき第一回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下、「第一回甲種優先中間配当金」という。)を配当する。
3. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第一回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第一回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第一回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一回甲種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間
第一回甲種優先株式発行の日から平成41年9月30日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一回甲種優先株式の取得と引換えに、第一回甲種優先株主が取得の請求をした第一回甲種優先株式数に800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、当会社と株式会社びわこ銀行（以下、「びわこ銀行」という。）との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第一回甲種優先株式の転換価額である139.3円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である185.7円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年10月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第一回甲種優先株式の当初転換価額である199円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である265.3円(以下、「修正基準取得価額」という。)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、「下限取得価額」という。)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下、「上限取得価額」という。)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所(現 株式会社東京証券取引所)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当会社は、第一回甲種優先株式発行後、下記B.に掲げる各事由により、当会社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第一回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。))、または当会社の普通株式の交付と引き換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、あわせて「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (ニ)取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D.(ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。
- D. (イ)取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
(ロ)取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所(現 株式会社東京証券取引所)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
(ハ)取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。
(ニ)取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i)上記B.(イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii)上記B.(ロ)の場合には0円、(iii)上記B.(ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。
(ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。
(イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
(ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
(ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第一回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。
8. 単元株式数
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由
第一回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(注) 2 第二回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第二回甲種優先配当金

(1) 第二回甲種優先配当金の額

当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株式を有する株主(以下、「第二回甲種優先株主」という。)または第二回甲種優先株式の登録株式質権者(以下、「第二回甲種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当率(以下、「第二回甲種配当率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第二回甲種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第二回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第二回甲種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回甲種配当率

平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第二回甲種配当率

$$\text{第二回甲種配当率} = 6 \text{ ヶ月円LIBOR} + 3.50\%$$

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「6 ヶ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レートの平均値を指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第二回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、第二回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第二回甲種優先中間配当金

当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき第二回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下、「第二回甲種優先中間配当金」という。)を配当する。

3. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

第二回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第二回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第二回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第二回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第二回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第二回甲種優先株主に対して交付するものとする。

- (1) 取得を請求することができる期間
 第二回甲種優先株式発行の日から平成42年3月31日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
 当社は、第二回甲種優先株式の取得と引換えに、第二回甲種優先株主が取得の請求をした第二回甲種優先株式数に800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額
 当初取得価額は、当社と株式会社びわこ銀行(以下、「びわこ銀行」という。)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第二回甲種優先株式の転換価額である127.4円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である169.9円とする。
- (4) 取得価額の修正
 取得価額は、取得請求期間において、毎年4月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第二回甲種優先株式の当初転換価額である182円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である242.7円(以下、「修正基準取得価額」という。)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、「下限取得価額」という。)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下、「上限取得価額」という。)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。
 上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所(現 株式会社東京証券取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (5) 取得価額の調整
 A. 当社は、第二回甲種優先株式発行後、下記B.に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。
- $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$
- B. 取得価額調整式により第二回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。))、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、あわせて「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)
 調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合
 調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ)下記D.(ロ)に定める時価を下回る価額(下記D.(ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (ニ)取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D.(ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。
- D. (イ)取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ロ)取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所(現 株式会社東京証券取引所)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ)取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。
- (ニ)取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i)上記B.(イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii)上記B.(ロ)の場合には0円、(iii)上記B.(ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。
- (ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第二回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。
8. 単元株式数
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由
第二回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(注) 3 第一回甲種優先株式および第二回甲種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(注) 4 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金
 - (1) 第一種優先配当金の額
当社は、定款に定める期末配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株当たり1,000円に、下記(2)に定める第一種配当率（以下、「第一種配当率」という。）を乗じて算出した額（ただし、第一種優先株式の払込期日の属する事業年度に係る期末配当については、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記2.に定める第一種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。
 - (2) 第一種配当率
$$\text{第一種配当率} = 6\text{ヶ月円LIBOR} + 2.50\%$$

なお、第一種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、四捨五入する。
「6ヶ月円LIBOR」とは、平成26年3月31日に終了する事業年度については平成25年4月1日および同年10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）、それ以降に開始する事業年度については各年率修正日およびその直後の10月1日（当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日）のロンドン時間午前11時の2時点において、英国銀行協会（BBA）によって公表されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（以下、「ユーロ円LIBOR6ヶ月物」という。）の平均値を指すものとする。ユーロ円LIBOR6ヶ月物が公表されない場合には、当該公表がなされなかった各年率修正日またはその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時の日本円6ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値を、ユーロ円LIBOR6ヶ月物に代えて用いるものとする。
「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
 - (3) 非累積条項
ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (4) 非参加条項
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一種優先中間配当金
当社は、定款に定める中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種優先配当金の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を配当する。

3. 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。なお、経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）から、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払われた第一種優先中間配当金の額を控除した額をいう。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第一種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当会社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第一種優先株主がかかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

平成27年1月1日から平成40年3月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（下記に定義する。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、かかる計算の結果、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。なお、当初取得価額には上限を設けない。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年1月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における時価（下記に定義する。）に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が88.2円（以下、「下限取得価額」という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、取得価額には上限を設けない。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得価額修正日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

A. 当会社は、第一種優先株式発行後、下記(イ)ないし(へ)のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(イ) 取得価額調整式に使用する時価（下記C. (イ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）その他の証券（以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。））、または当会社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、あわせて「取得条項付株式等」という。））が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記D. に定義する意味を有する。以下、本(ハ)、下記(ニ)および(ホ)ならびに下記C. (ニ)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本A. または下記B. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(ホ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ハ)または(ニ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記E. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ホ)による調整は行わない。

(ヘ) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

B. 上記A. (イ)ないし(ヘ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

C. (イ) 取得価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、調整後取得価額を適用する日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目に始まる30取引日の間に取得価額の調整事由が生じた場合、「時価」は、本(5)に準じて調整する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(ハ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記A. (イ)ないし(ハ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、また基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記A. およびB. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記A. (ハ)または(ニ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(ニ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額」とは、(i)上記A. (イ)の場合には当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(ii)上記A. (ロ)および(ヘ)の場合には0円、(iii)上記A. (ハ)ないし(ホ)の場合には価額（ただし、(ニ)の場合は修正価額）とする。

D. 上記A. (ハ)ないし(ホ)および上記C. (ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

E. 上記A. (ホ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記C. (ハ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

F. 上記A. (イ)ないし(ハ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記A. (イ)ないし(ハ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

G. 取得価額調整式により算出された上記A. 柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を切り捨てる。）を使用する。

- (6) 合理的な措置
上記(3)および(4)に定める取得価額（第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(6)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (7) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当社は、平成35年7月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において、東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、当該取締役会開催の日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第3項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。
7. 普通株式を対価とする取得条項
- (1) 普通株式を対価とする取得条項
当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- (2) 一斉取得価額
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の毎日の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、一斉取得日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
8. 株式の併合もしくは分割、または株式無償割当て等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
9. 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
10. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
11. 単元株式数
1,000株
12. 議決権を有しないこととしている理由
第一種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月27日 (注) 1	—	788,543	—	47,039	△462	18,186
平成25年6月28日 (注) 2	—	788,543	—	47,039	751	18,937

(注) 1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものです。

2 その他資本剰余金からの配当に伴う資本準備金の積立であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回甲種優先株式 27,500,000	—	1 (株式等の状況) の(1) (株式の総数等) の② (発行済株式) 参照
	第二回甲種優先株式 23,125,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,820,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 730,976,000	730,976	—
単元未満株式	普通株式 4,122,913	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	788,543,913	—	—
総株主の議決権	—	730,976	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が36,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が36個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式692株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	2,820,000	—	2,820,000	0.35
計	——	2,820,000	—	2,820,000	0.35

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
- 3 四半期連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
現金預け金	239,144	286,118
コールローン及び買入手形	2,221	2,125
有価証券	409,072	321,709
貸出金	※1 3,558,459	※1 3,537,852
外国為替	3,343	4,621
その他資産	56,423	55,045
有形固定資産	27,865	27,417
無形固定資産	18,034	17,537
繰延税金資産	35,361	37,220
支払承諾見返	9,471	9,216
貸倒引当金	△56,688	△54,094
投資損失引当金	—	△37
資産の部合計	4,302,709	4,244,734
負債の部		
預金	3,716,370	3,773,258
譲渡性預金	241,887	114,137
コールマネー及び売渡手形	13	—
借入金	82,057	98,193
外国為替	30	22
社債	74,200	74,200
その他負債	33,008	33,299
賞与引当金	2,202	1,049
退職給付引当金	5,115	4,989
役員退職慰労引当金	547	26
睡眠預金払戻損失引当金	528	558
偶発損失引当金	1,006	1,015
再評価に係る繰延税金負債	493	493
支払承諾	9,471	9,216
負債の部合計	4,166,933	4,110,459
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	66,360	62,142
利益剰余金	△1,542	5,007
自己株式	△585	△586
株主資本合計	111,272	113,603
その他有価証券評価差額金	7,414	3,294
繰延ヘッジ損益	△124	△80
土地再評価差額金	848	848
その他の包括利益累計額合計	8,138	4,062
新株予約権	83	71
少数株主持分	16,280	16,536
純資産の部合計	135,775	134,274
負債及び純資産の部合計	4,302,709	4,244,734

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
経常収益	26,589	25,239
資金運用収益	19,980	18,583
(うち貸出金利息)	18,473	17,270
(うち有価証券利息配当金)	982	844
役務取引等収益	3,317	3,716
その他業務収益	3,175	2,444
その他経常収益	※1 115	※1 494
経常費用	24,253	18,361
資金調達費用	3,038	2,657
(うち預金利息)	2,082	1,770
役務取引等費用	1,764	1,745
その他業務費用	2,127	2,334
営業経費	11,354	11,202
その他経常費用	※2 5,968	※2 420
経常利益	2,335	6,877
特別利益	11	12
固定資産処分益	6	—
新株予約権戻入益	4	12
特別損失	3	13
固定資産処分損	2	10
減損損失	1	2
税金等調整前四半期純利益	2,343	6,876
法人税、住民税及び事業税	395	122
法人税等調整額	122	411
法人税等合計	517	533
少数株主損益調整前四半期純利益	1,825	6,343
少数株主利益	384	255
四半期純利益	1,441	6,087

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,825	6,343
その他の包括利益	736	△4,075
その他有価証券評価差額金	746	△4,119
繰延ヘッジ損益	△10	44
四半期包括利益	2,562	2,267
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,177	2,011
少数株主に係る四半期包括利益	384	255

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
<p>当行は、平成25年5月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成25年6月27日開催の第150期定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、退職慰労金を打ち切り支給することを決議しました。これにより、当第1四半期連結会計期間において、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給未払分451百万円を「その他負債」に含めて表示しております。</p> <p>なお、連結子会社については変更ありません。</p>

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
破綻先債権額	3,468百万円	3,316百万円
延滞債権額	141,771百万円	138,491百万円
3カ月以上延滞債権額	327百万円	655百万円
貸出条件緩和債権額	30,025百万円	29,471百万円
合計額	175,593百万円	171,935百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
貸倒引当金戻入益	一百万円	255百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
貸倒引当金繰入額	4,211百万円	一百万円
保証協会保証付貸出金に対する負担金	106百万円	123百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	843百万円	850百万円
のれんの償却額	184百万円	184百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資	
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,205	3.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金	
	種類株式	第一回甲種 優先株式	844	30.71	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
		第二回甲種 優先株式	710	30.71	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
	計	3,760					

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資	
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,205	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	資本剰余金	
	種類株式	第一回甲種 優先株式	842	30.62	平成25年3月31日	平成25年6月28日	資本剰余金
		第二回甲種 優先株式	708	30.62	平成25年3月31日	平成25年6月28日	資本剰余金
	計	3,755					

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	18,454	446	712	19,613
経費 ②	10,450	252	307	11,010
与信関係費用 ③	4,328	△42	△5	4,280
セグメント利益 ①-②-③	3,674	236	410	4,321

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
セグメント利益	4,321
セグメント間取引消去(△)	24
株式等損(△)益	△1,410
その他	△599
四半期連結損益計算書の経常利益	2,335

(注) 1 株式等損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△184百万円が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	17,030	377	666	18,074
経費 ②	10,323	232	355	10,911
与信関係費用 ③	△213	98	△7	△122
セグメント利益 ①-②-③	6,920	46	318	7,285

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
セグメント利益	7,285
セグメント間取引消去(△)	15
株式等損(△)益	△65
その他	△357
四半期連結損益計算書の経常利益	6,877

(注) 1 株式等損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△184百万円が含まれております。

(有価証券関係)

- 1 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券はありません。
- 2 その他有価証券
前連結会計年度(平成25年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	11,273	13,106	1,833
債券	358,109	363,895	5,786
国債	260,704	264,939	4,235
地方債	4,706	4,733	26
社債	92,699	94,223	1,524
その他	25,837	29,596	3,759
合計	395,219	406,599	11,379

当第1四半期連結会計期間(平成25年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	11,224	13,346	2,122
債券	277,754	278,950	1,196
国債	172,053	172,349	296
地方債	4,108	4,130	22
社債	101,592	102,469	877
その他	25,728	27,372	1,644
合計	314,707	319,669	4,962

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、1,386百万円(株式)であります。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、59百万円(株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当第1四半期連結会計期間末(前連結会計年度末)前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当第1四半期連結会計期間末日(前連結会計年度末日)の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	513,865	3,411	3,411
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	3,411	3,411

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当第1四半期連結会計期間(平成25年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	518,270	3,676	3,676
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	3,676	3,676

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	64,042	79	79
	為替予約	2,446	4	4
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	83	83

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当第1四半期連結会計期間(平成25年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	93,559	97	97
	為替予約	3,897	6	6
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	104	104

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	1.96	8.28
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	1,441	6,087
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	1,441	6,087
普通株式の期中平均株式数	千株	735,115	735,093
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	1.49	6.32
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	227,358	227,358
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成15年6月27日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・ オプション 176千株
		平成16年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・ オプション 270千株
		平成17年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・ オプション 365千株
		平成18年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式 普通株式	ストック・ オプション 146千株 97千株
		平成19年6月28日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式 普通株式	ストック・ オプション 174千株 112千株
		平成20年6月27日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・ オプション 289千株
		平成21年6月26日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・ オプション 350千株
		平成16年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・ オプション 202千株
	平成17年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・ オプション 280千株	
	平成18年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式 普通株式	ストック・ オプション 94千株 72千株	
	平成19年6月28日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式 普通株式	ストック・ オプション 122千株 86千株	
	平成20年6月27日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・ オプション 289千株	
	平成21年6月26日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・ オプション 350千株	

(重要な後発事象)

当行は、平成25年7月25日付で、株式会社三井住友銀行が引き受けている当行第一回甲種優先株式、第二回甲種優先株式の取得（取得価額総額404億円）及び消却、日新火災海上保険株式会社が引き受けている当行第一回甲種優先株式の取得（取得価額5億円）及び消却、株式会社三井住友銀行に対して第三者割当による当行第一種優先株式（発行価額730億円）の発行をいたしました。なお、株式会社三井住友銀行による第一種優先株式に対する払込については、同日付で完了いたしております。

また、同日付で、当行連結子会社であるKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedが発行し株式会社三井住友銀行が保有する優先出資証券（元本150億円）の買戻し、当行が株式会社三井住友銀行より借り入れている永久劣後ローン及び期限付劣後ローン（元本総額180億円）の返済をいたしました。

1 自己株式（当行第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式）の取得・消却並びに第三者割当による優先株式発行について

(1) 自己株式の取得・消却の内容

① 第一回甲種優先株式

取得及び消却した株式の種類	第一回甲種優先
取得及び消却した株式の総数	27,500,000株
取得価額（注）	1株当たり809.47円
取得価額の総額	22,260,425,000円
取得先	株式会社三井住友銀行 日新火災海上保険株式会社
取得・消却日	平成25年7月25日

② 第二回甲種優先株式

取得及び消却した株式の種類	第二回甲種優先
取得及び消却した株式の総数	23,125,000株
取得価額（注）	1株当たり809.47円
取得価額の総額	18,718,993,750円
取得先	株式会社三井住友銀行
取得・消却日	平成25年7月25日

(注) 第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式の1株当たりの取得価額は、いずれも、1株当たりの払込金額相当額800円に、経過優先配当相当額9.47円（優先配当金相当額30.06円に、平成25年4月1日（同日を含む。）から平成25年7月25日（同日を含まない。）までの日数（115日）を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。））を加えた額であります。

(2) 第三者割当による優先株式の発行

払込期日	平成25年7月25日
発行株式数	73,000,000株
発行価額	1株につき1,000円
調達資金の額	73,000,000,000円
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、株式会社三井住友銀行に全株式を割り当ていたしました。
新規優先株式の特徴	優先株主の優先配当金は1株当たり1,000円に、6ヵ月円LIBORに2.50%を加えた比率と定義される第一種配当年率を乗じて算出した額としており、普通株主に優先して受け取ることができます。 優先株式の配当・残余財産につき、非累積・非参加条項を定めております。 議決権はありません。 約1年半後より、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、また、約10年後より、金銭を対価とする取得条項が付されています。さらに、普通株式を対価とする取得請求権に係る取得請求期間の末日の翌日には、普通株式を対価とする一斉取得条項が付されています。

2 株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少について

(1) 目的

今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため実施するものです。

(2) 株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少の要領

会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、増加した資本金の一部及び資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振替をいたしました。

① 減少する資本金の額

36,500,000,000円

(注) 新規優先株式の発行に係る払込みにより資本金の額が36,500,000,000円増加しますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

② 減少する資本準備金の額

36,500,000,000円

(注) 新規優先株式の発行に係る払込みにより資本準備金の額が36,500,000,000円増加しますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

③ 株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第3項及び同法第448条第3項の規定に基づき、株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振替をいたしました。

(3) 株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成25年5月13日 |
| ② 債権者異議申述公告 | 平成25年5月20日 |
| ③ 債権者異議申述最終期日 | 平成25年6月20日 |
| ④ 効力発生日 | 平成25年7月25日 |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月26日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年7月25日において、優先株式の取得及び消却、優先出資証券の買戻し、劣後ローンの返済並びに第三者割当による第一種優先株式の発行を行った。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月29日
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第151期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。